「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業」について

日頃から本市の福祉行政の推進に御理解・御尽力を賜り心からお礼申し上げます。

平成 29 年５月の定例会で、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業について御説明し、第１回の募集を終えたところですが、この中でいただいた御意見等を踏まえ、補助の要件を一部緩和しました。

引き続き御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

〇変更点について

【通所型支援】

利用者数について、「利用者のうち、要支援者等が半数以上」としていた要件を削除し、固定した人数を設定しました。

また、拠点家賃に対する補助については、法人格を有する団体に限っていましたが、法人格の要否の要件を一部緩和しました。

【訪問型支援・配食支援・見守り支援】

提供回数の基準を変更しました。

※回数の考え方

旧：10 人の利用者に対して年 50 週の支援を提供することを想定し、年間 500 回

新：５人の利用者に対して月４回の支援を年間 12 か月提供することを想定し、
年間 240 回

担当：旭区高齢・障害支援課
橋 本
TEL　954-6079
FAX　955-2675

平成29年度第2回
横浜市介護保険運営協議会資料
（平成29年８月24日）

Ⅰ　横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業「平成 29 年度第１回申請件数」報告

平成 29 年度から実施する横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業について、平成 29 年度第１回の申請を平成 29 年５月 22 日から７月 14 日の期間で受け付けました。

区	29年前期申請件数					
	団体数	種別数				
		通所	訪問	配食	見守り	種別合計
鶴見区	0					0
神奈川区	1	1	1	1		3
西区	0					0
中区	0					0
南区	1	1				1
港南区	2	2				2
保土ケ谷区	0					0
旭区	2	2	1		1	4
磯子区	0					0
金沢区	2	2				2
港北区	1	1				1
緑区	0					0
青葉区	0					0
都筑区	0					0
戸塚区	2	2			1	3
栄区	1	1		1		2
泉区	2	2				2
瀬谷区	0					0
計	14	14	2	2	2	20

地域で高齢者の介護予防や、生活支援の活動を実施されている方へ

見え消し版

一部、要件を緩和しましたので、ご活用ください！

横浜市の介護予防･日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス補助事業

高齢者の介護予防や生活支援を充実・強化するための補助事業です。

高齢になっても、住み慣れた地域で自ら健康づくり・介護予防に取り組み、生活に支援が必要な場合には、多様な主体からの支援も受けながら、その人らしい自立した暮らしができる地域をつくっていくことを目指します。

また、高齢者自身も担い手となることで、高齢者の社会参加が促進されることを期待します。

◆補助の対象団体について

地域で『要支援者等』※に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を補助します。原則、法人格が必要です。ただし、活動費の補助のみを受ける団体については、一定の条件を満たすことで任意団体であっても補助の対象団体とします。

※『要支援者等』とは、要支援１・２の要介護認定がある方及び要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象となった方（事業対象者）で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントでサービスの必要性がケアプランに位置付けられた方のことをいいます。

【補助の対象活動】

- **通所型支援**　住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向け介護予防に資するプログラムを提供（週１回以上かつ概ね３時間以上）する場合。
- **訪問型支援**　住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週１回以上）し、生活援助等の支援を提供する場合
- **配食支援**　住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週１回以上）し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を提供する場合
- **見守り支援**　住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問（週１回以上）し、見守りのサービスを提供する場合

補助金の対象団体となるためには、各種要件があります。

事前に必ず各地域ケアプラザ及び特養併設地域包括支援センター、各区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」へご相談ください。

○団体の活動範囲（活動を予定している範囲）により、事前相談先が異なります。

・日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）

☞　各地域ケアプラザ及び特養併設地域包括支援センターへご相談ください。

・区域での活動をしている場合（予定を含む）

☞　各区社会福祉協議会へご相談ください。

事前に必ずご相談ください！！

◆主な運営基準について　※この他にも要件があります。

【スタッフの清潔の保持・健康状態の管理】
スタッフやボランティアが感染症の感染源となることを予防し、また感染の危険から守るための対策を講じる

【秘密保持】
スタッフやボランティア又は、スタッフやボランティアであった者が利用者や家族の秘密を漏らすことが無いよう措置を講じ、利用者から事前に個人情報の利用に関する同意を得る

【事故発生時の対応】
介護予防ケアマネジメント等を実施する包括支援センター及び関係機関等に連絡し、記録する

【廃止休止の届出と継続的な支援ができる便宜の提供】
活動を廃止若しくは休止する際には、利用者に不都合が生じないよう措置をとる　等

◆補助額について　要支援者等への支援の提供回数や、受入人数によって補助額が違います。

・通所型支援

一回当たりの利用者数 20人以上 **（うち要支援者等10人以上）** ~~**（うち要支援者等半数以上）**~~ 【補助限度額】 活動費等　60万円/年 拠点家賃等　240万円/年	一回当たりの利用者数 10人以上~~**19人以下**~~ **（うち要支援者等5人以上）** ~~**（うち要支援者等半数以上）**~~ 【補助限度額】 活動費等　60万円/年 拠点家賃等　120万円/年	一回当たりの利用者数 5人以上 （うち要支援者等5人以上） 【補助限度額】 活動費等　60万円/年
一定の規模で活動を行っていて、かつ、一つの場所で、常時（週5日以上かつ1日5時間以上）、要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃を補助		
補助対象団体は、法人格を有する団体。**ただし、地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借りて、地域の団体が住民主体の活動を行う場合には、団体に規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。**		補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。

・訪問型支援、配食支援、見守り支援

支援の提供回数
240回以上/年
~~**500回以上/年**~~

【補助限度額】
活動費等　60万円/年

【補助対象経費】
家賃のほか、活動費等の補助として、利用調整等のコーディネートに係るスタッフの人件費や保険料、備品費等、本事業を実施するために必要な経費が対象となります。

○平成 29 年度は、支援の提供回数や受け入れ人数を緩和する措置を設けています。

(通所型支援)応募要件を満たし要支援者等を受け入れる体制が整っていると判断できれば補助を実施します。
(訪問型支援、配食支援、見守り支援)応募要件を満たし申請時に5人以上の介護予防ケアマネジメントに位置付けられた要支援者等への支援の提供が見込める場合に補助を実施します。

◆申請期間　（平成 29 年度予定）　**※前期申請の受付は終了しました。**

後期：申請期間　平成 29 年 8 月 21 日（月）～10 月 13 日（金）　交付決定　平成 29 年 12 月
補助金の支払い：交付決定後の翌月から月割で交付します。

申請先：横浜市健康福祉局　高齢在宅支援課【郵送（簡易書留にて受付）】

（お問い合わせ先）
・横浜市健康福祉局　高齢在宅支援課　　TEL　671-3464　FAX　681-7789
平成 29 年 9 月 1 日発行